

---

# 投資家の視点からみた法人税等の開示分析

甲南大学会計大学院 教授 中西 倭 夫

---

## 目 次

1. はじめに
2. 分析対象会社とデータ入手方法
3. 税効果会計により計上される繰延税金資産（負債）の開示状況
4. 繰延税金資産・負債残高増減と法人税等調整額との差額調整
5. 法人税等の税率変更の影響の推定可能性分析
6. その他注目すべき事項
7. まとめ

## ① はじめに

法人税の税率を下げる議論が盛んに行われているが投資家にとっての最大の関心事は税率変更による企業の財政状態および経営成績に与える影響である。税率引き下げにより次年度以降の純資産と当期純利益がどのように変化するか予測できる情報がもとめられることとなる。では公表されている財務諸表により税率変更による将来の純資産と当期純利益の予測が可能か、実際の公表財務諸表で検証することとする。

## ② 分析対象会社とデータ入手方法

東京証券取引所の株価指数コア30を構成する30社が公表した直近の有価証券報告書（平成21年4月1日から平成22年3月31日までに終了する事業年度）に含まれる個別財務諸表（含む注記）を分析対象とする。有価証券報告書は各社のウェブサイトまたはEDINETから入手した。分析対象は当年度の貸借対照表に含まれる繰延税金資産、負債、損益計算書に含まれる法人税等調整額、注記に含まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内容、法定実効税率、法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の差異の主要項目の内訳とする。ただし必要に応じて前年度の情報も分析対象とする。

## ③ 税効果会計により計上される繰延税金資産（負債）の開示状況

貸借対照表と注記の調整貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債を

各社別に差引計算した結果と注記の繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内容の開示に含まれる繰延税金資産（負債）の純額とを調整した結果30社すべてで一致していた。このことから税効果に関しては貸借対照表と注記は明確に調整されていると確認できた。貸借対照表上の表示科目について分析した結果は図表1に示したとおりである。なお損益計算書上の表示科目は「法人税等調整額」で統一されている。

図表1. 30社の繰延税金資産及び負債の計上状況

(単位：百万円)

貸借対照表表示科目	表示会社数	合計金額
繰延税金資産－流動	26	1,424,882
繰延税金資産－固定	20	2,209,707
繰延税金負債－流動	0	0
繰延税金負債－固定	8	△ 283,005
再評価に係る繰延税金負債（※）	1	△ 332,194
繰延税金資産負債純額残高と増減		
繰延税金資産（負債）純額		3,019,390
繰延税金資産（負債）純額当期増減		△ 285,486

(注) 分析対象とした30社すべてで貸借対照表の繰延税金資産純額は注記に一致している。

※ 土地再評価差額金に係る繰延税金負債の区分表示である。

#### 4 繰延税金資産（負債）純額増減と法人税等調整額との差額調整

現在の会計基準では税効果は会計上の資産または負債と税務上の資産または負債の間に生じる一時差異について実効税率により税務上の資産・負債を計上しその前期比増減額を法人税等調整額として損益処理する「資産・負債アプローチ」によって計上される。計算のプロセスは最初に一時差異となる項目を把握しこれに実効税率をかけることにより繰延税金資産（負債）を計算し、繰延税金資産の実現可能性を見積もって必要な評価引当金を計上した後に繰延税金資産（負債）純額を算出し、前年度との増減を損益計算書上の法人税等調整額に計上する。ただし純資産直入項目となる換算・評価差額項目に対する税効果がある場合は、これに関する残高の増減は損益には含めない（純資産直入する）ため調整計算が必要となる。図表2に検証対象とした30社合計での繰延税金資産（負債）の増減と純資産直入項目に対する税効果の増減を考慮した、法人税等調整額との調整表を示す。

図表 2. 30社合計の繰延税金資産（負債）の増減と法人税等調整額

(単位：百万円)

内 容	合計金額
損益に影響する繰延税金資産純額増加【相手科目は法人税等調整額】	126,926
純資産直入項目に係る繰延税金負債純額の当期増加【※】	△ 407,887
未調整金額【詳細分析は省略】	4,525
差引繰延税金資産（負債）純額の当期減少【B/S 増減】	△ 285,486

※純資産直入項目に係る繰延税金資産（負債）の増減分析は注記と推計によった。

なお純資産直入項目に係る繰延税金負債純額の増加要因は主にその他有価証券の時価の上昇により純資産直入項目が増加（純資産を増やす要因）したことに伴うものと推定される。法人税等の税率に変更があった場合に当期純利益に与える影響を推定するには少なくとも純資産直入された項目に関連する繰延税金資産・負債が、損益処理される項目と区分されている必要がある。現状の貸借対照表上では土地の再評価に係る繰延税金負債が区分表示されている1社を除き、明確な区分表示はされていない。また注記による開示でも評価・換算差額等に係る繰延税金資産（負債）およびその増減明細について、重要な金額のみの開示となっているため計上額の合理性の検証には不十分である。

また繰延税金資産に対する評価引当金は資産に対する評価として一括して処理されているため、評価・換算差額等に関連する繰延税金資産に対する評価性引当金がいくらなのか把握できない状況である。この点に関しては今回の分析では繰延税金資産に計上された該当金額は少額なので分析に支障はなかった。

調整の対象とした損益項目の分析を図表3に示す。

図表 3. 30社合計の損益状況：税引前純利益と法人税等

(単位：百万円)

損益計算書科目	30社単純合計金額	1社平均（参考）
税引前当期純利益	3,520,613	117,354
法人税、住民税、事業税	964,445	32,148
法人税等調整額	△ 126,926	△ 4,231
法人税等合計	837,519	27,917
当期純利益	2,683,094	89,437
税効果適用後の法人税等負担率	23.8%	23.8%

## ⑤ 繰延税金資産・負債の構成項目開示の実態

繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別内訳は財務諸表の注記に開示されている。注記の内容は図表4 繰延税金の原因別内訳に分析対象とした30社の注記を合計し主な内容をリ

ストして示した。なお開示会社数の少ない項目はその他に含めている。

図表4から読み取れるのは繰延税金資産では繰越欠損金の税効果額が1兆3,700億円あるが評価性引当金は5兆1,500億円あり、どの程度実際に貸借対照表に計上されているのか引当金に個別の明細がないため不明となっている。一方繰延税金負債では租税特別措置法準備金・積立金等から生じる繰延税金負債は2,891億円であり繰延税金資産と相殺されるか、または負債に計上されている。

図表4. 繰延税金の原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（負債）原因別の内訳		
繰延税金資産（負債）の原因	単純合計金額	開示会社数
繰延税金資産		
棚卸資産評価減	92,365	10
貸倒引当金損金算入限度超過額	118,824	5
未払事業税・事業所税	31,904	9
未払金・未払費用等	368,225	9
賞与引当金・未払賞与	96,336	14
退職給付引当金	950,353	20
減価償却費損金算入限度超過額	511,116	14
固定資産減損損失等	169,883	11
投資有価証券評価損等	819,937	22
繰越欠損金	1,372,423	14
その他	2,327,249	30
純資産直入の評価差額金（差損）	72,652	2
繰延税金資産小計	6,931,267	
評価性引当金	△ 5,150,545	
繰延税金資産合計	1,780,722	
繰延税金負債		
租税特別措置法準備金・積立金等	△ 289,608	18
その他	△ 200,490	30
純資産直入の評価差額金（差益）	△ 1,069,664	24
繰延税金負債合計	△ 1,559,762	
繰延税金資産（負債）純額	220,960	

## ⑥ 法定実効税率と実際の法人税率等の負担率との差異の開示

図表5に法定実効税率と損益計算書上の法人税等の負担率との差異原因の分析を示す。ところで財務諸表規則第八の十二、三によると差異が5%以下の場合には注記は省略することができるとなっている。しかしながら正確な調整が開示されないと、税率変更等の影響額の推定は不可能となる。5%の影響額は当期純利益に与える影響に換算すると $5\% \div 60\% = 8.3\%$ である。この比率は監査で考えられている重要性の基準値の目安、利益の5%、より大きいため当然開示されることが望ましい。また調整内容が増加と減少が相殺されて5%以下になっている場合も考えられる。この場合には正しい分析が困難になることが考えられる。

図表5. 法定実効税率と法人税等の負担率との差異分析

法定実効税率	40.64%
調整項目	
受取配当金等の減算永久差異	△ 19.82%
試験研究費の税額控除	△ 1.22%
評価制引当金増減額	2.46%
その他	0.71%
調整項目合計	△ 17.87%
法人税等の負担率	22.78%

注 純損失計上会社5社および実効税率の異なる電力会社2社を除く23社について加重平均して作成した。

## ⑦ 法人税等の税率変更の影響の推定

以上の分析から法人税等の税率の5%引き下げが、引下げ年度にどの程度の影響を与えるか試算してみる。なお損益の水準は当年度と同じとする。税率変更以外の税制改正についてはこの試算では無視する。考慮すれば結果は大きく異なることがありうる。

税率変更の影響は単位百万円で計算するが単位表示は省略する。

A：純資産直入項目を除いた繰延税金資産計上額から繰延税金負債を差引した純額  
 $= 6,931,267 < \text{図表4 繰延税金資産小計} > - 72,652 < \text{純資産直入の繰延税金負債} >$   
 $- 5,150,545 < \text{評価性引当金} >$   
 $- 289,608 < \text{租税特別措置法準備金・積立金等の繰延税金負債} >$   
 $- 200,490 < \text{その他繰延税金負債} > = 1,217,952$

B：将来減算一時差異額の計算

$1,217,952 < A > \div 40.64\% < \text{平均実効税率} > = 2,996,929$

C : 5%減税による繰延税金資産の減少額

$$2,996,929 < B > \times 5 \% < \text{法人税等引下率} > = 149,846$$

D : 税引前当期純利益に含まれる永久差異の調整

$$3,520,613 < \text{税引前当期純利益} > - 702,284 < \text{受取配当金の減算永久差異調整率} > \\ = 2,818,329$$

E : 法人税等の減少見込み額 (概算)

$$2,818,329 < D > \times 5 \% = 140,916$$

F : 法人税等の税負担額の見積もり

$$149,846 < C > - 141,916 < E > = 7,930$$

以上の計算結果から減税により、減税年度の30社の当期純利益合計は7,930百万円減少する可能性があると考えられる。これは当年度実績である当期純利益30社合計の0.23%にあたる。減税初年度にもっと大きな減益要因が発生すると予想したが、各企業がすでに繰延税金資産について十分な評価性引当金を計上しているため減税初年度では損益への影響はほとんどないと分析できる。なお減税の翌年度以降は繰延税金資産の実効税率の減少による影響額がなくなり、減税効果がフルに表れると推定される。

## ⑧ まとめ

現状の有価証券報告書をもとに法人税の減税の影響が推定できるだけの情報が開示されているかを投資家の立場で検証するために、実施した分析結果はおおむね満足のいくものであった。ただし以下の点に改善を検討する余地があると考ええる。

- ①貸借対照表上で評価・換算差額に対応する繰延税金資産（負債）は別表示とし、その増減の影響を株主資本等変動計算書の注記とする。
- ②繰延税金資産に対する評価引当金の内訳を明確にし、経営環境の変化で評価性引当金が増減するか投資家にも理解できる注記をつける。
- ③法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異内容の開示を現行100分の5以下なら省略可能と定められているが、原則常の開示するように改正する。

## 参考文献

- あずさ監査法人編『Q & A 税効果会計の実務ガイド第4版』中央経済社、2009年
- 日本公認会計士協会会計制度委員会『税効果会計に関するQ & A』2007年最終改正2009年
- 日本公認会計士協会（リサーチ・センター審理情報No.23）『投資事業組合への出資及び土地再評価差額金に係る繰延税金に関する監査上の留意事項について』2006年
- 日本公認会計士協会（監査委員会報告第70号）『その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い』2001年
- 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第10号）『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』1998年